# 相互監視と分散的制裁

尾崎一郎

- 0 問題関心
- 1 情緒的反応
- 2 社会的次元
- 3 効果

### 0 問題関心

インターネット空間におけるコミュニケーションはいまや多くの人々の生活構造の一部と化しており<sup>1)</sup>、対面でのコミュニケーションよりも多くの時間をそちらに割いている人も少なくないと推測される。場に応じた「顔」「ペルソナ」の使い分けが多く見られ、それは SNS における複数のアカウントの併用のような形で非常に容易に行われている。また、匿名性も大きな特徴であり、それが発言の量や頻度に一定の影響を及ぼしていると目される。

かつてなら多大な費用と時間を必要としたことをスマートフォン1つで容易に実現できるなど、コミュニケーションのコストが極めて小さいこともあって、量的な爆発を招いている。加えて自動化された発信やアーキテクチャーによる一定の誘導も可能であり、フェイク情報による詐欺や煽動、さらに意図せざる集団極性化などが新しい現象としてしばしば指摘されている。それらは何らかの事業主により営利のためになされていることも多く、ユーザーが日々の生活で生み出す無限の情報(一連の行動のみならずパーソナリティや感情までも)

<sup>1)</sup> 重心が PC によるコミュニケーションからスマートフォンによるものへと (特に若年層で) 移行しつつあるというような変化はあるようだが、いずれにしてもインターネット利用率はす でに 9 割を超え、SNS 利用率も 8 割近いという近時の調査結果がある。橋元良明編『日本人の 情報行動 2020』東京大学出版会 (2021 年) 64 頁, 215-220 頁, 277-286 頁参照。

が収益の資源(原材料)となってさえいる<sup>2)</sup>。さらに、各種の情報や発信内容の無限の集積、編集、再編集、再流布が可能であり、情報が情報を産出し続けるという状況が生じている。

このように、ネットにおけるコミュニケーションは、本来は日々の生活、対面でのコミュニケーションの延長にありながら、それを量的に強化・拡大・加速した結果、ほとんど質的な変容とさえ言える様相を呈している。本稿が着目するのは、やはり顕著な現象となっている、ネットを介した市民同士の相互監視と分散的制裁である<sup>3)</sup>。典型的には「バカッター」の「炎上」のように、ネット上に発信された内容を咎める無数の発信がなされるというものである。かつては、例えば職場の飲食店に来客した有名人の情報を不用意にツイートしたり、職場でしたいたずらを動画投稿したり(「バイトテロ」)、未成年にも拘らず(あるいは未成年者と)飲酒したことをフェイスブックに記載したり、危険運転をした動画を YouTube に投稿したりするといったことで炎上するというものが目立った。最近では、なんらかの被害者(危険運転など)が被害状況を撮影した動画の投稿や、コロナ禍の緊急事態宣言下で「自粛」をしない店舗や人々に関する投稿や、マスメディアによる事件・事故報道などがきっかけとなって、加害者や容疑者がただちに「特定」され、その個人情報が暴露され、匿名メールや匿名電話による攻撃、職場や関係者への密告、警察への通報などが相

<sup>2)</sup> ショシャナ・ズボフ (野中香方子・訳) 『監視資本主義――人類の未来を賭けた闘い――』 東洋経済新報社 (2019 = 2021 年)。同書は、人間の経験、感情、パーソナリティを営利事業の 無料の原材料として抽出、予測、販売している、Google を始めとする「監視資本主義」企業 が、今や「行動工学」的な人々の行動修正にまで手を染めて、人々から自由を奪っていること を指摘する。

<sup>3)</sup> 著名な監視社会論者であるデイヴィッド・ライアンも、政府機関やグローバル企業によるパノブティコン的監視に加えて、今やポスト・パノブティコン的な相互の監視(「ソーシャルな監視」「リキッド・サーベイランス」)が際立ってきていることを指摘する。デイヴィッド・ライアン(田島泰彦・監修、清水知子・訳)『9・11 以後の監視――〈監視社会〉と〈自由〉――』明石書店(2003 = 2004 年)、ジグムント・バウマン=デイヴィッド・ライアン(伊藤茂・訳)『私たちが、すすんで監視し、監視される、この世界について――リキッド・サーベイランスをめぐる7章――』青土社(2013 = 2013 年)、デイヴィッド・ライアン(田畑暁生・訳)『監視文化の誕生――社会に監視される時代から、ひとびとが進んで監視する時代へ――』青土社(2018 = 2019 年)など。増え続ける監視カメラに加えてドローンによる計測や顔認識など監視の技術は高度化し、かつ汎用化している。ライアンの監視社会論がなお「セキュリティ」確保のための監視に軸足を置いているのに対し、本稿は、(時として軽微な)逸脱行動の発見とそれに対する不特定多数による制裁行動の側面に関心を持っている。

次ぐという形も増えている<sup>4)</sup>。あるいは、政治家や官僚や大学教授や専門職な ど一定の社会的地位にある人による差別発言・投稿(民族、性などについて) や違法行為(無免許運転、公職選挙法違反、ハラスメント等)などが(まさに「公 人 | ないしそれに準じる人々によるものであるだけに) 問題視され、多くの批判 を集めるということもある。時に、暴露された個人情報や関係者情報が間違っ ていて、それを鵜呑みにした人々による無数の匿名苦情電話が業務妨害になっ ているといった事態も発生している。すなわち、そこで取り沙汰されている非 違行為の被害者でも関係者でも直接の当事者でもない不特定多数の(かつしば しば匿名の) 第三者が当該非違行為に怒り反応しサンクションを科そうと執拗 に発信するというものが目立っている。なかには、テレビ番組の出演者の演出 された言動が当人の素顔と短絡され激しい批判を誘発し(出演者の自殺という 悲劇に至っ)てしまった例もある $^{5}$ 。虚実の境界が不分明な中で $^{6}$ . 一定の言動 に対して、その真の理由やコンテクストに関係なく、顕名・匿名を問わず無数 の批判が殺到し、流通し、再流通される。非違行為者に直接向けられるメッセ ージもさることながら、おそらくその何百倍もの量の非難コメントが(公開の ツイート,投稿,コメントの形で延々と)生み出され流通している。

このような現象は日本に限ったことではないようである。ジョン・ロンソン(夏目大・訳)『ルポネットリンチで人生を壊された人たち』光文社新書(2015 = 2017年)は2013年に発生した「世界最大のツイッター炎上」を紹介している(第四章)。ある米国人女性が旅行のフライト直前に書き込んだ軽口ツイートが人種差別的だとして11時間ほどのフライト中に拡散・大「炎上」し、降り立った空港で盗撮され、多数の脅迫を受け、職も失ったという事例である。他にも、不用意な発言やジョーク、記事の捏造などをあげつらわれ攻撃された事例が分析されている<sup>7)</sup>。Sarah Esther Lageson, Digital Punishment: Privacy.

<sup>4)</sup> 山口真一「メディア私評」(『朝日新聞』2021 年 12 月 10 日朝刊オピニオン面) は、インターネット上の誹謗中傷などの「ネット炎上」にしばしば「既存メディア」が加担していることを指摘する。

<sup>5)</sup> 毎日新聞取材班『SNS 暴力――なぜ人は匿名の刃をふるうのか――』毎日新聞出版(2020年)第1章。

<sup>6)</sup> 第4回情報法制シンポジウムにおいて、計算社会科学者の鳥海不二夫氏はマスメディアが便乗することで実体のない炎上が不必要に生み出されることがあることを指摘し、「非実在型炎上」と名付けている。https://www.jilis.org/events/data/20200622jilis\_sympo-toriumi.pdf

<sup>7)</sup> この本は、「公開羞恥刑」という観点から「炎上」事件の当事者の心理を読み解いているル

Stigma, and the Harms of Data-Driven Criminal Justice, Oxford University Press. 2020 は、米国において、罪の軽重や訴追の有無、有罪無罪を問わず、 警察に逮捕された際に一律に撮影される顔写真 (mugshot) と実名が、情報公 開の原則の下に各自治体において公開されているのを. 近時. デジタル技術に よって広く収集しネット上で公開する業者が簇生している問題を扱っている。 法令で禁じられているものの、実際には就職而接などにおいて採用側が応募者 の個人情報を検索、参照するため、mugshots.com のようなサイトに万が一情 報が掲載されてしまうときわめて不利に働く。過去微罪 (例えば交通違反) や 冤罪で逮捕された人がそうした不利益を避けるために mugshot を公開してい る企業に情報の削除を求めても高額の対価(削除料)を求められる。しかもそ うした商売を行う企業が後を絶たないためにもぐらたたきの様相となり、最終 的には泣き寝入りを強いられているという。少なからぬ社会の構成員が(新た に隣人や同僚として自身に関わりを持つことになる可能性のある) 他者の犯罪歴. 逮捕歴に関心を抱いている。すなわち、そうした情報へのニーズがあるからこ そ. そのニーズに「効率的」に答える業者が存在し. ネット技術が当該サービ スへのアクセスを極めて容易にしていることもあって、悪辣な営利事業が生ま れているということである。

これらのことに関連して、いわゆる「忘れられる権利」が主張され、国によっては、Google などの情報企業に一定の措置を命じたりもしていることも知られている $^{8}$ 。

本稿は、ソーシャル・メディアのプラットフォーム企業の法的責任や、人々の行動を微に入り細を穿って掌握し誘導する「監視資本主義」に対する法規制や、忘れられる権利の是非、インターネット上の言論に関する法規制(被害者救済や刑事罰の強化など)といった「法的」問題(国家法上とり得る措置)を直

ポルタージュであり、本稿とは多少アプローチが異なっている。

<sup>8)</sup> 関連文献は多数に及ぶが、近時のものとして別所直哉「検索サイトに関する法的諸問題―― 忘れられる権利など――」法の支配 202 号 (2021 年)、内田貴「インターネットにおける検索結果の削除について――「情報流通基盤」を考える視点――」岡本裕樹ほか編『民法学の継承と展開[中田裕康先生古稀記念]』有斐閣 (2021 年) 所収、中島美香「個人情報の削除を求める権利の日米欧における法制度と忘れられる権利」東海法学 60 号 (2021 年)、石井夏生利「「忘れられる権利」を巡る近時の議論――検索結果削除請求権を中心に――」国際情報学研究1号 (2021 年)、メグ・レタ・ジョーンズ (石井夏生利・監訳)『Ctrl+Z: 忘れられる権利』勁草書房 (2016 = 2021 年) など。

接論じるのではない<sup>9)</sup>。ネットにより加速し量的にも肥大しているように見える市民同士の相互監視と分散的制裁という現象がそもそも何であるかについて考察するものである。分散的制裁によって維持されている「生ける法」の機制と心理を考察する。現在実態調査を行っているところであるが、新型コロナウイルスのパンデミックにより思うに任せない状況が続いており、本稿執筆時点では仮説的な議論にとどまる。

なお、本稿はあくまでもどのような現象が起きているのかについての記述を行うものであり、規範的評価はさしあたり控えている。無論、仮に何らかの非違行為をしたとしても、その結果無数の不特定の匿名者からの非難<sup>10)</sup>を延々と受け続けなければならないわけではないし、そうした過去の「黒歴史」を容易に検索可能な形で無限に晒され続けなければならないわけではない。誹謗中傷や本人家族の個人情報の暴露は論外である。必要があれば、国家の法機構、すなわち、「遵守の強制や違反の処罰を本務とする専門のスタッフ」<sup>11)</sup>が働いて適切なサンクション(刑罰や賠償など)を当該非違行為者に科せばよいだけであるし、関連情報も法に定められた範囲での記録、公開にとどめるのが筋である。しかし、現実には、無数の一般市民が、ネットを媒介にして、無限に他者を非難し続け、過去を「晒し」続け、時には匿名電話や直接訪問のような「実力」行使を行い続けているのである。つまり、法的介入を回避したり、介入を誘発したり、あるいは介入に便乗したりして、社会の構成員が規範意識を爆発させ、サンクション行動に踏み切っている。いったい何が起きているので

<sup>9)</sup> これも関連文献は多いが、忘れられる権利に関する前掲注 8) の文献以外に、近時の雑誌の特集として、「小特集 プラットフォームビジネスに関する学際的研究の手法」(法律時報 2021年 11月号)、「特集 言論に対するゆるしと制裁」(法学セミナー 2021年 12月号)の諸論考を参照。また、ダニエル・キーツ・シトロン(明戸隆浩 = 唐津貴洋 = 原田學殖・監訳)『サイバーハラスメント――現実への溢れ出すヘイトクライム――』明石書店(2014 = 2020年)は、米国についてであるが、ネットを媒介にしたヘイトクライムの実例を紹介しつつ、法的対応の可能性について紙面を割いて論じている(第5、6、7章)。

<sup>10)</sup> ただし、計量経済学者の山口真一の分析によると、いわゆる「炎上」案件で実際に複数の発信を執拗に行っているのは、例えば「社会に対して否定的で、攻撃的な価値観を抱いている」ような、ごく少数の人々であるという(山口真一『正義を振りかざす「極端な人」の正体』光文社新書(2020年)135頁)。この点は本稿の問題関心にとっても重要な指摘であるが、ここではそうした計量的な分析はさしあたり措いて、現に多数存在する発信内容の意味を理解しようとするものである。

<sup>11)</sup> マックス・ヴェーバー (清水幾太郎・訳)『社会学の根本概念』岩波新書 (1922 = 1972 年) 55 頁。

あろうか? いくつかの特徴を整理することにする。

これらはまさにネットならではの量的規模においてなされているのであるが、ある意味そうであるがゆえに、規範的秩序というものの本性を露わにしているところがある。加えて、無数のツイートやコメント、関連映像が物理的に残されているということも色々な手がかりを可視化して与えてくれる。

### 1 情緒的反応

ネットにおける多数の匿名発信者による非難の特徴の1つは、用いられる表現の激烈さであり、そこで示される感情の強さである。例えば、財務省における公文書改ざんの事実を書き残し自殺した財務省近畿財務局の赤木俊夫氏と(改ざんを指示したとされる)財務省理財局長佐川宣寿氏(当時)との関係をめぐる調査報道<sup>12)</sup>を参照しつつ、その一部を引用して次のようなツイートがなされている。

「パワハラで有名な佐川局長の指示には誰も背けないのです」 佐川!!!!嘘つきでパワハラ!!!もう人間として絶対に許せな い!!!!(2021/11/18)<sup>13)</sup>

まさに情緒的で激情的な反応と言える。これは、マスメディアでも大きく報道された有名な事件をめぐるツイートであるが、無名の一般人同士の出来事に関するものでも「人間として許せない」「人としてありえない」「死ね」というような、対面では容易には使い得ない強い表現が、ネットではごく普通に用いられている。

パンケーキ食べたいと言ってバイトテロする奴は、パンケーキの一部にしたいんだけど! 人生紙めすぎ! 糞簡単な人生しか送れないゴミとか死ねとしか思えない!  $(2021 \pm 8 \, \text{月} \, 8 \, \text{日})^{14)}$ 

<sup>12)</sup> https://news.yahoo.co.jp/byline/akazawatatsuya/20211117-00268141(2021/11/23 参照)

<sup>13)</sup> https://twitter.com/masaki11276/status/1461183812889559042(2021/11/23 参照)

<sup>14)</sup> https://twitter.com/yuuki\_1991\_/status/1424343784628707332(2021/11/26 参照)

加えて、同一人物が執拗に非難のコメントを発したり「リツイート」を繰り返したりするという現象も見られる。それだけ非難感情が高じているというふうにさしあたり見ることができる。それが発信者の真正の心理状態であるかどうかは確認できない。しかし激烈な表現を用いたり、繰り返し非難したりすることは外形的に非難感情の強さを示すと読み手が認識するであろうと発信者はおそらく認識している。

しかしそこで示されているのはそもそもどのような感情なのだろうか。日常 生活ではなんら接点のない他人の規範からの逸脱(迷惑行為など)に対する反 応にはどのような心理が潜んでいるのだろうか。

## ① 義憤と制裁(逸脱者への説得)

まず、当然ながら、強制装置を持たない個々の市民による分散的制裁とは、文字通り制裁であって、言わば相手に非難や怒りの感情を直接・間接に伝達し、自省や謝罪、行動変更を促すための言語行為である。他者(しかも複数の)におけるネガティブな反応は、逸脱者に一定の心理的、経済的負荷をかけることになる。それが執拗かつ大量に繰り返されるのならばなおさらであろう。社会的動物としての人間はそのような周囲からの圧力に通常は耐えられないはずである。仮に本意でないとしても逸脱者は制裁に応じた謝罪や行動変更を(少なくとも形の上では)実行することになる。すなわち、対面であれネット上であれ、社会規範の援用による逸脱者への反応とはまさに制裁であり、逸脱者によって乱された秩序を回復するための働きかけである。制裁者もまた、謝罪が形式的なものにすぎないことがあると知っているが、形式が示され規範が確認され秩序が回復されればさしあたりは目的は達成されたことになる。

# ② 快楽ないし嗜虐

ニクラス・ルーマン『法社会学』は、規範的予期を抗事実的に貫徹するために、人が違背行為に対してなす対応の1つとして、「制裁(Sanktion)」や「不知(見て見ぬふり Nichtwissen)」や「忍従(Leiden)」とならんで、「他人の不幸の楽しみ(Schadenfreude)」を挙げる15)。日本語で言えば、これは「い

<sup>15)</sup> N・ルーマン (村上淳一 = 六本佳平・訳) 『法社会学』岩波書店 (1972 = 1977 年) 70 頁, 115 頁。Schadenfreude の心理学的メカニズムについては、リチャード・H・スミス (澤田匡

い気味」だとか(ネット・スラングである)「メシウマ」といった言葉で表現される心理であるが、そこに、単なる規範的予期の貫徹を超えて、一定の嗜虐性や快楽(文字通り「楽しみ(Freude)」)が含まれることは否めない。規範から逸脱した結果「自業自得」な状況に陥った者を目撃することがもたらす快楽、さらには、そうした人間を繰り返し辱め痛めつけることで得られる快感である。ネット上で繰り返される「炎上」が非違行為の程度に較べて極端な規模になりがちなのは、そうした「炎上」によって嗜虐的な快感を得ている人々が少なからずいるからだと思われる。そのような「炎上」に興味本位で、あるいは娯楽的に群がる無数の「野次馬」の存在と反応が非難の火に油を注いでいるわけである。

ドライブレコーダーに残された映像がネットで広く流布しマスメディアでも 報道された煽り運転の事件をめぐっての以下のようなツイートが典型である。

煽り運転の人無事逮捕されていい気味~!! (2019/8/19)<sup>16)</sup>

あの煽り運転の映像何度も報道されているが、こんなクズはいい気味だなと思う一方、重犯罪というわけでもないのに全国放送でここまで晒されてこの人の人生は大丈夫なんかなという思いが混在する。 $(2019/8/16)^{17}$ 

ネットではまさにこうした快楽ニーズに応えるべく,多様な非違行為やそれがもたらした帰結を「告発」「記録」「紹介」する発信が多くなされている。例えばドライブレコーダーに記録された暴走行為や,電車内や店内で迷惑行為を行っている不審者をスマートフォンで撮影した映像は,YouTubeにおける人気トピックの1つである。「炎上」した案件についての「まとめ」サイトは雨後の筍のごとくである。その中には,①で述べたような義憤,制裁意図に駆られて作られているものもあるだろうが,多くは広告収入目当てのものであるよ

人・訳)『シャーデンフロイデ――人の不幸を喜ぶ私たちの闇――』 勁草書房(2013 = 2018年)、中野信子『シャーデンフロイデ――他人を引きずり下ろす快感――』 幻冬舎(2018年)など。それらによれば、シャーデンフロイデはいわゆる妬み、嫉みに加えて、正義感とも関係しており、社会規範への同調傾向の強い人(いわゆる真面目な人)ほどこうした感情を持ちやすいようである(スミス(2013 = 2018年)112-115頁、中野(2018年)第2章)。

<sup>16)</sup> https://twitter.com/oukaxbom/status/1163454506266267648 (2021/11/23 参照)

<sup>17)</sup> https://twitter.com/mondendon/status/1162220089577365509(2021/11/23 参照)

立教法学 第105号 (2022)

うにも見受けられる(アクセス数を稼ぐためにあえて「炎上」させることを狙っている)。いずれにしても、上のツイートのような発信はソーシャル・メディアにおいてもニュースサイトのコメント欄でもありふれていると言ってよい。

### ③ 戒 め

非違行為者への非難は、同時に自身への戒めという側面も有している。職場でのちょっとした失敗(例えば勤務中のSNS)や、マナー違反(ながらスマホ)、交通ルール違反(信号無視)、軽率な振る舞い等は、多くの人間においてはなにがしか「身に覚え」のあることであり、それを何者かによって認知され難詰されネット炎上するのは、考えようによっては「明日は我が身」である。例えばちょっとした信号無視、スピード違反、諍いなどを知らないうちに撮影され、記録され、流布される可能性はゼロではないし、Twitterや Facebookで続けている発信における何らかの発言が、一定の立場の人や社会運動団体の目に留まり批判されることになる可能性もある。まさにネット上の記録機能と検索機能の飛躍的向上が、自他の過去から現在に至るありとあらゆる振る舞いに対する不特定多数による検証を可能にしてしまっているからである。

やたら捕まっているところを見かける。オレも気をつけよう。#交通取締り #パトカー (2020/6/4 [取締の様子を撮影した動画付])  $^{18)}$ 

(´-`)。oO (界隈でファイヤーしてるお取引の住所晒しのやつ、故意はもちろん完全アウトだけど気付かずとかうっかりもダメなやつやん…しかも学生さんならまだしも社会人てあぁた…とりあえずみんな反面教師案件として自戒しような…)  $(2020/10/13)^{19}$ 

さしあたり自らが炎上のターゲットになっていないのは単なる偶然であり、 今後は一層自重した振る舞いが必要であるとの被抑圧感は強まっているものと 思われる。このことは、自らが遵守しなければならない「規範」の再確認でも ある。

<sup>18)</sup> https://twitter.com/mucchi\_k/status/1268380646021328896 (2021/11/23 参照)

<sup>19)</sup> https://twitter.com/megane1103yori2/status/1315675436265791488 (2021/11/23 参照)

#### ④ 距離化

このような「明日は我が身」というストレスは、「自分には起きるはずがない」という心理的防御と表裏一体である。すなわち、炎上しているような非違行為をする人間と自分は異なるカテゴリーに属しており、自分は同じことをしたり同じ目にあったりすることはないはずであると意味付けることによる防御である。そこでは、しばしば非違行為者が「外国人」「在日」「反日」「ネトウョ」「ブサヨ」「パヨク」「DQN」「上級国民」「〇〇勢」などであるとカテゴライズされることで自他の識別が強調されることになる。

犯罪率から、日本における悪質な犯罪は、在日外国人が行なっているものと考えている。特に世田谷一家惨殺事件や八王子スーパー射殺事件などは、明らかな在日外国人と推定する。この残忍さは日本人の犯罪とは到底考えられない。弱者を無慈悲に殺した。子供の時から恨みを教えられてきた者の仕業だ。(2013/4/21)<sup>20)</sup>

このような発言は昔から存在するが、いわゆる「悪質」犯罪だけでなく「炎上」案件についても一定の属性と関連付ける発言は頻繁に見られる。次のツイートは「バイトテロ」を起こすタイプの若者を「DQN系」に属する人々として突き放し、重い制裁が科されるべきであると主張している。

自分がしたことを見たら号泣とかダッサ… こういうバカッター系?というか, DQN 系で高校生とかのバイトテロとかよくいうけど個人的にもっと干されて欲しいんだよなぁ。。二度と就職できないレベルまで。  $(2021 \pm 6\ \text{月}\ 24\ \text{H})^{21)}$ 

一定のカテゴリーに属すると見なした人間に対してネガティブな評価を付着させることは端的に「差別」であるが、しばしばこうした心理的防御を用いる人間は、自分の判断が差別であると気付かなかったり、気付いても悪意ある差別ではない(そうした評価には事実に基づく根拠がある)と信じていたりする。加えて、そのようなナイーブな思い込みやカテゴライゼーションが、自らに対する戒めのためでもあると感じている場合には、なぜ差別と批判されるのかが

<sup>20)</sup> https://twitter.com/\_sasazawa/status/325876107117228032 (2021/11/23 参照)

<sup>21)</sup> https://twitter.com/tyokota765/status/1407822506459746308 (2021/11/26 参照)

理解できない。自分は非違行為から距離を取るためにそうした判断枠組を用いているのだと思い込んでいるからである。

#### ⑤ 増 幅

以上述べた感情的側面は、ネット上では顕著に増幅する傾向がある。それに は主として3つの理由があると考えられる。

第1に、ネットというコミュニケーションが容易な場において不特定多数の人間がお互いの素性を知ることなく他者の発信に触れることができることにより、お互いの意見を参照、引用、再流布するという形で、相乗的な感情の増幅が起こるということである。似た意見にばかり触れるクラスター化、エコーチェンバー効果、集団極性化、サイバーカスケードなど、すでに繰り返し指摘されているネットの特性とも関連している<sup>22)</sup>。いわゆる「まとめサイト」のような「ミドル・メディア」はそうした傾向に手を貸していると思われる。

第2に、このこととも関係するが、規範的評価を相互に確認し訴え合うという場が成立することにより、無数に存在する同様の声の中で自らの主張や存在をアピールするために、言葉遣いが強くなる、ということもあるであろう。

第3に、対面や肉声での接触ではなく、多くが文字を介してのやりとりであるうえに、多数の非難が殺到していることもあり、非違行為者の反応が掴みづらいことによる、自己増幅とでも呼べる現象があるということである。元々書き文字でのやりとりは、当人の意図以上に強い表現になったり、そうした表現と受け止められたりしがちである。しかも、相手が、他ならぬ自分が発したメッセージをきちんと受け取っているのかわからず、仮に受け取っていても非違行為をきちんと反省しているかどうかわからず、仮に反省コメントのようなものが流れてきても真意を測りかねる、という特有の隔靴掻痒感が手伝って、苛立ち、非難、怒りの感情が増幅する。繰り返しの非難メッセージの発信にも繋がってしまう。他方で、非違行為者にただちに読まれることを予期していない「陰口」のような形で(しかし公開で)コメントするなど非難する側の個人的ないし集団的独り相撲のようになっていることもある。

<sup>22) 「</sup>フェイクニュース」が、ソーシャル・メディア、ミドル・メディア、ポータル・サイト、マスメディアなどの相互作用により生成、拡散する仕組みを近時の日本について実証的に分析した研究として、藤代裕之編著『フェイクニュースの生態系』青弓社 (2021年)、特に第2章、第3章。

2021 年に週刊誌報道を契機にネットで大きな話題になり NHK をはじめとするマスメディアも取り上げるに至った旭川市女子中学生凍死事件に関して、死亡した生徒に対して同級生らからなされていたと言われるいじめについて教師、学校、教育委員会、行政が適切な対応をとらず、事件報道後寄せられた多くの批判にもきちんと応答していないこと、を批判するツイートやニュース・コメントが本稿執筆時も続いている<sup>23)</sup>。例えば以下のようなツイートである。

旭川市立北星中学校教職員および旭川市教育委員会に告ぐ 貴様らは完全に日本国民に包囲されている!いい加減説明責任を果たし、潔く辞職しなさい。それが子供達のためになるぞ! #拡散希望 #旭川いじめ隠蔽事件を風化させない (2021/11/16)<sup>24)</sup>

関係者 首を洗って待っておけ 風化の願い もはや叶わず #旭川市 #いじめ #隠ぺい #100万人署名 #第三者委員会 #教育委員会  $(2021/11/14)^{25)}$ 

どちらのツイートも強い表現が用いられている。また、後述する「社会的次元」に関わるが、ハッシュタグが付され不特定の他者が発見しやすい発信にあ えてしてある。

以上3つのいずれにおいても、ネットを介したコミュニケーションであることが、増幅に大いに寄与していることが明らかである。怒りが怒りを、非難が非難を生む連鎖が集団現象として一度起きると歯止めがかかりにくい。対象となっている非違行為について関心を持たない人々は当該連鎖の網の目の外にいる。オプトイン/オプトアウトしやすいネットワークであるがゆえに、怒りを共有している人のみがひたすら増幅的にコミュニケートし「制裁」的言論を発出し続ける構図となる<sup>26</sup>。

<sup>23)</sup> この事件については、「撃退・報道系 YouTuber」を自称する人物が旭川市教育委員会をは じめとする関係各所を繰り返し直接訪問してその様子を撮影した動画が少なからぬ視聴数を稼 いでいる。例えば 2021 年 11 月 13 日にアップされた動画(https://youtu.be/hVGU0betNjI) は 11 月 24 日正午時点で 10 万 4341 回視聴されており、802 件の視聴者のコメントが投稿され ている。その多くが学校や教育委員会を糾弾する当 YouTuber の姿勢を評価するものである。

<sup>24)</sup> https://twitter.com/ushi445745/status/1460585598603857928 (2021/11/24 参照)

<sup>25)</sup> https://twitter.com/hone\_radio\_amfm/status/1459859674589581312(2021/11/24 参照)

# 2 社会的次元

#### ① 発信におけるデュアリティ

このように情緒的な反応は、単なる個人の怒りや快楽ではなく、規範からの 逸脱に対するものである以上自ずと社会的次元を帯びている。かつて私はネット上のヘイト・スピーチに関する共同研究において、ヘイト・スピーカーやそ

<sup>26)</sup> もう1つ、本稿脱稿寸前の時期に発生した「炎上」事件を書き留めておく。すなわち、2021 年11月24日の早朝に渋谷駅近くの路上でサラリーマン二人組にしつこく声をかけられ暴行さ れた(「スマホを2回投げられ使えなくなり, 更に頭を壁に思い切り叩きつけられました。」)と 主張する人物がスマートフォンを相手にはたき落とされる瞬間を撮影した動画を TikTok に 11 月29日に投稿した。動画には男達の顔が明瞭に映っているが、「刑事告訴したいのですが身元 が分からないと警察は何もできないみたいです,,,」というキャプションが付されており,「少 しでも、どんな些細な事でもいいので情報提供のご協力をお願いします。」と訴えていた(また TikTok のアカウントの名前は「助けてください」となっていた)。この動画が Twitter で拡散 し、同日、数時間ほどの間に、加害者とされる男達の身元が「特定」され本名、会社、住所、 出身学校などが「晒され」ることとなった(元の TikTok 動画はおそらく投稿者自身により直 後に削除されている)。ちなみに身元を特定し暴露したツイートの1つは12月1日午後1時40 分の時点で1万5000件ほどリツイートされ、また3万2000件の「いいね」が付いている。11 月29日中には、複数の人物が二人の男の勤務先への「電凸」をしたほか、数名が直接訪問をし てその様子を撮影した動画を YouTube にアップしている。また勤務先の会社の本社と所属支 店について Google の「クチコミ」欄に多数の批判コメントが殺到していたが、12月1日午後 1時40分の時点ではすべて削除されている。二人の加害者の勤務先だった会社のウェブサイト には、「当社従業員による不適切な行為とお詫びについて」と題する代表取締役による「お知ら せ | が 12 月 2 日付で掲載され、「11 月 24 日未明、渋谷駅近辺の路上において、当社の従業員 が通行人の女性に対し、不適切な行為を行ったことが、インターネットの動画掲載により判明 致しました。被害に遭われた方、関係者の皆様に大変なご迷惑をおかけしましたことを心から お詫び申し上げます。事件を起こした従業員につきましては、11月29日付けで退職届を提出さ れ、受理いたしました。当社としても今回の事態を重く受け止め、再度従業員の教育の徹底、 再発防止に取り組んで参ります。警察ならび司法関係者に対しても誠実に対応することをお約 東致します。改めまして、今回の件でご迷惑をお掛けした皆様に深くお詫び申し上げます。」と していた(改行略・傍点引用者・2021年12月3日確認)。動画投稿から、炎上、加害者の退職 まで一日足らずで進行したこと、3日後には勤務先会社による定型的な「お詫び」のメッセー ジが掲載されたことなど、炎上と鎮火のプロセスがますます加速するとともにある意味で日常 化していることが伺える。「ネット民」の関心はすぐに別の事件へ移っていくことであろう。そ の一方で、本件の一連のプロセスを「まとめ」たサイトが多数残されており、当面加害者の個 人情報はネットにおいて「晒され」続けることになる。なお本件につき「晒し」や電凸、直接 訪問. 警察への通報を主導した人々は、一連のツイートや動画投稿を見る限り、同様の手法で、 非違/違法行為の探知、行為者の特定、制裁行動を繰り返しているようである。ネット時代を 象徴していると言える。

の同調者たちの発信に見られるデュアリティ(二重性)を指摘した。すなわち、ヘイト・スピーチはその攻撃対象に直接向けられている攻撃や嫌悪の表明の側面と、無数の聴衆(サイレント・マジョリティ)を意識し彼らの支持(明示的であれ黙示的であれ)を調達すべく働きかける側面との二重性を有している270。ヘイトの対象となっている被攻撃者がいかに攻撃や憎悪に値するマイナスを有しているかを(例えば「在日特権」などを「エビデンス」として)言い立てて、このような状況を座視してよいのか、というような形で自らの言動を正当化し支持を調達しようとするのである。そして、そうした発信に対する匿名第三者による「いいね」やリツイートは、社会一般(ないしマジョリティ)の黙示の支持を意味していると、本人も被害者も理解している。すべての「いいね」やリツイートがそのような動機で常になされているわけでは必ずしもないが、そのように理解できるし理解するのが自然な設計になっているということである。いずれにせよ、ヘイト・スピーチは、発信者と受信者(被害者)に加えて聴衆たる第三者との三項関係で成立している言語行為であり、その意味で社会的次元を有している。

これは相互監視による分散的制裁においても全く同様である。違背者に対する制裁的な言動は、規範を共有しているはずの不特定多数の第三者に対して向けられたメッセージでもある。例えば、ある人物(@TokyoMarsPraha)による子どもや女性に関する悪趣味なツイートに対して、そのスクリーンショットを示しつつなされた以下のツイートはわかりやすい例である。

これが面白いと思える人が 2000 人以上いるとか、絶望的だと思いませんか。それ以上の数の人がこれは良くない、って言える世界であって欲しい。通報ご協力お願いします。左のツイートは、ジョークでも許されない。@TokyoMars-Praha  $(2020/1/8)^{28}$ 

このように発信者により意識され、聴衆たる不特定多数も明示・黙示に認識

<sup>27)</sup> 尾崎一郎 = 郭薇 = 堀田秀吾 = 李楊「ヘイト・スピーチの機制と無効化――言語行為論からの 示唆――」ダニエル・H・フット = 濱野亮 = 太田勝造編著『法の経験的社会科学の確立に向けて [村山真維先生古稀記念]』信山社 (2019 年) 所収 320-322 頁。そこで分析したヘイト・スピーチのツイート (2015 年 1 月 22 日) は、1 行目が在日コリアンの人物に対する罵倒、2 行目が無数の日本人聴衆向けへの発信、という構成になっていた。

<sup>28)</sup> https://twitter.com/1moresmartwoman/status/1214690562344767488 (2021/11/23 参照)

している社会的次元に関しては、以下のような複数の意味が見て取れる。

### ② 規範の相互確認(追認・再確認)

その1つは、当然ながら、分散的制裁の対象となっている非違行為(ないしその行為者)に対する評価が、発信者の個人的で一方的な評価ではないということの確認である。つまり社会的に受容されている規範に則った評価であり、怒りや非難を制裁的に示すことは正当な行為であり、社会もそれを支持するということの確認と承認が言語行為的になされているということである。

これは先に見た「自身への戒め」とも関わっている。自らが戒めるべき事柄がなぜそうであるのかと言えば、それは社会の規範から逸脱しているからであり、つまりは、逸脱行為が社会的な非難や怒りや分散的制裁を誘発しかねず、それだけ社会の「圧力」を意識しなければならないからである。仮に故意ではなく過失でそうした行為に及んでしまったのだとしても、社会の側はそのことを斟酌せず厳格な結果責任を問うがごとく強い怒りを表明してくる可能性さえあることは十分に意識されている。

国家の公式法機構が規範の解釈や正当な制裁その他の対応について権限を独占しているのであれば、解釈はそちらに委ねればよいことになる。しかし、ネットで「炎上」するような非違行為については、無論内容次第では法による対応が可能だし必要であるにせよ(例えば、極めて危険な暴走行為や、窃盗・横領・脅迫などに該当するような迷惑行為)、多くの場合は社会の構成員一般が内的視点から受容している規範に基づく判断であり、それだけに社会の支持が強く予期ないし想定されている。そして、自分の判断に同調する反応(「いいね」やリッイートのようなものも含む)が多ければ多いほど、当該規範は共有され、強く社会を統制しているということが確認され追認されることになる。規範はそのようなやり取りを経て再生産されている。

#### ③ 記録と記憶

ネットにおける分散的制裁の顕著な特徴は、そこで「制裁」「非難」の対象となっている行為とそれに対する社会の反応が、半永久的に保存されるということである。まとめサイトのようなミドル・メディアにおける偽情報の保存、流布、個人情報の暴露、誹謗中傷などはもちろん別途対応が必要な深刻な問題であるが、ここではいったん措く。マスメディアの報道も近時は電子化され、

保存性と参照可能性が飛躍的に高まった。同様にネット上で繰り広げられた様々な(「炎上」を含む)やりとりが永続的に記録され、検索され、参照され、記憶されるようになっている。その量的規模とコストも劇的に変化している。ある意味、もはや一度起きた出来事が社会的に忘却される可能性が原理的に喪われたかの如くである。

これは、規範の確認・追認・再生産において、時間のもたらす作用が減殺されるということを意味している。規範的秩序が混乱し制裁等を通じて回復するという一連の過程がバーチャルに何度でも再生産され、再記憶され得るということである。もちろん同様の情報が不可逆的に蓄積され続けており、その量の単調増加を前に、過去の情報のプレゼンスが相対化・希薄化されるということは事実としてはあり得る。しかし、関連情報へのリンクや、キーワードによる検索可能性は常に強力に残されており、時間の経過は検索により再発見されるたびにリセットされる。これは個人情報や過去の非違行為を記録されている個人にとっては悪夢のような状況であり、特にそこで記録されている内容が誤り(フェイク)である場合にはなおさらである<sup>29)</sup>。受刑したり懲戒に服したりして社会・日常生活に復帰した後も執拗に関連情報やレッテルがついて回ることになる<sup>30)</sup>。

このように、既存の法秩序の前提からは恐らくずれていると思われる時間の 作用(のリセット)が、ネットを媒介とした規範秩序に何をもたらしているの か、今後詳細な検証が必要である。

#### ④ 共同体意識の確認・再生産

規範に立脚しそれを明示・黙示に援用しての発信においては、当該規範を共有しているはずの共同体の存在が実体視されている。例えば、無免許運転で当て逃げ事故を起こしたことを批判され、当初抵抗したものの最終的に世論に屈服する形で 2021 年 11 月 22 日に辞職した都議会議員についての以下のような発信が典型である。

<sup>29)</sup> スマイリーキクチ 『突然, 僕は殺人犯にされた――ネット中傷被害を受けた 10 年間――』 竹書房 (2011 年) 参照。

<sup>30)</sup> Lageson 前掲 (2020) Ch.5 など参照。

木下都議のこと、同じ日本人として恥ずかしい。都民の力でなんとかできないものでしょうか。 #木下都議 (2021/11/21)<sup>31)</sup>

こうした発信により共同体の構成員としてのアイデンティティや帰属感が調達されているのである。迷惑行為を外国人等の仕業だと決めつけるのも根は同じである<sup>32)</sup>。加えてこのツイートでは「都民の力でなんとかできないものでしょうか。」と共同制裁をやんわりと呼びかけている。本来はフィクショナルなものにすぎないかもしれない共同体がここでは規範に関わる言語行為を通じて明瞭な存在として認識されているか、認識されるべきであると主張されている。共同体の存在が明確であることと、当該共同体を規律しているはずの規範に依拠した制裁や非難が正当であることとは、循環的な関係にあるからである。

そして、これはアイデンティティや帰属感(居場所の感覚)と繋がっているがゆえに、発信者とその同調者にとっては一定の切実さが伴っているものと考えられる。すなわち便宜的・道具的にではなく、自身の存在理由や尊厳に関わる問題として、他者の非違行為に対する非難・制裁が語られているのである。しかも、道徳的基盤理論(Moral Foundations Theory)によれば<sup>33)</sup>、人は自らが帰属すると思いなす内集団については、その内部の純粋性や純潔性や神聖性を重んじる傾向があるようである。これは(排外的ナショナリストなどの言動によく見られる)外集団に対する内集団の道徳的優位性の感覚にもつながるであろう。非違行為者を批判する発信が過剰であるとか非違行為者の人権や尊厳を傷つけるものであるとか批判されても、なかなか撤回したりトーンを落としたりできない理由はこうしたことにあると思われる。また、自身の日常生活と何ら関係のない他人の非違行為にわざわざ関心を持ち何らかの発信をすることの1つの理由でもあろう。自分が帰属する共同体にそうした非違行為者がいることが「恥ずかし」く、許せず、批判せずにはいられないのである。結局、当該非違行為者自体よりも、自身の自尊心に関心が向いているのかもしれない。

<sup>31)</sup> https://twitter.com/fujikun000/status/1462363399593992196(2021/11/23 参照)

<sup>32)</sup> 引用はしないが、この都議は「在日」にちがいない、彼女の辞職をなかなかしようとしなかった「居直り」は「半島流」である、とするツイートやコメントも少なからず見られた。

<sup>33)</sup> J. Haidt & J. Graham, "When Morality Opposes Justice: Conservatives Have Moral Intuitions that Liberals may not Recognize," Social Justice Research No.20 (2007).

# 3 効果

### ① 効 率 性

現代社会において、私たちが日々の職業生活や家庭生活や私生活で営む全ての事柄が、監視され記録されつつある。日々のやりとりは文字として半永久的に転写され残存する。気付かぬうちに映像として行動が記録されている。どこにいたか、どのように移動したか、誰といたか、何を買ったか、何を検索したか、何に関心を持っているか、などほとんどすべての情報が何者かによって探知され集積されている。我々自身頼まれもしないのに多くの情報をSNS等で発信してさえいる。そしてそのように集積された情報は、しばしば容易にアクセス可能な状態で保存されている。時には「リーク」される。このようなことを前提に、私たちはかつてないほど、「社会の目」「他者の目」を意識することを強いられているということができる。

内々の話,「オフレコ」,だったはずの会話も何らかの手段でリークされれば,ただちに無数のアクターによって複写・転送され,記録が残ることになる。近傍の人間(隣人や同僚など)のみが知るはずだった逸脱行為,非違行為も,今や検索1つで,無数の他者により知られ得る状態である。このような「情報社会」において,文字通り社会の不特定多数の他者からのネガティブな反応,すなわち本稿で言う分散的制裁は,メンバーがはっきりした旧い共同体(社会団体,社会組織)における(それもまた非公式で分散的な)制裁<sup>34)</sup>とは違う意味で,私たちを縛り脅かしているものである。その意味で極めて実効的であるとも言える。

要するに、今や国家法よりも迅速かつ有効なサンクション手段が「発見」されたと言える状況にある。そしてそれは確実に多用されつつある。

従来、集権化されない分散的制裁は非効率的であり、不確実で実効性を欠くと考えられてきた $^{35)}$ 。また、現実に存在する力関係や派閥、徒党の専横、さらには暴力の連鎖に対して脆弱で、むしろそれらと結託しがちであった。だか

<sup>34)</sup> E. エールリッヒ (河上倫逸 = M. フーブリヒト・訳) 『法社会学の基礎理論』みすず書房 (1913 = 1984 年) 56-59 頁。

<sup>35)</sup> H.L.A. ハート(矢崎光圀監・訳)『法の概念』みすず書房(1961 = 1976 年)103 頁。

らこそ近代法の公式の強制装置に権限が集約される必要があった。もちろん、日常生活において人々の行為を実際に規定しているのは国家法の規定ではなく社会規範が重心となっていることは夙に指摘されてきた<sup>36)</sup>。それはしかし、一定の社会規範が共同体の構成員によって受け入れられ「内的視点」から内面化されているからであって、「外的視点」から見た制裁の効率性や確実性が高かったからではないという含意においてであった<sup>37)</sup>。後述するように、社会規範からの違背に対する究極の制裁としての共同体からの排除はあるものの、それは最後の手段であって、通常のサンクションではない。

情報社会、ネット社会において生じているのは、このような教科書的説明が今や成立しなくなっている事態である。社会規範を人々が共有していることはむしろ自明ではない。価値は多元化し、人々の帰属やアイデンティティも多元化している。個人化が進み、人々が等し並みに一定の規範を内面化していることは期待できない<sup>38)</sup>。他方で、これまで見て来たように、何らかの共同性を振りかざした、無数の制裁が間髪を入れずネット側から非違行為者に対して牙を剥くという事態が発生している。すなわち、非常に迅速で効率的な「制裁」が可能となっている。「自粛」をしないことに対する行政や隣人によるサンクションよりも、「自粛警察」をはじめとする不特定多数による監視と情報拡散、そして無数の非難の襲来のほうが、深刻で恐ろしい。社会規範に関わる「分散的制裁」は対面・内輪のものからネット・拡大社会のものに取って代わっている。

### ② 離脱不可能性

インターネットや ICT, ソーシャル・メディアなどは、新しい技術であり、 その利用と同様離脱も容易だと観念されがちである。不快なら、あるいは、使 いたくなければ使わなければよいだけである、ということである。しかし、現 実の生活においては、それら技術は生活構造に深く組み込まれた「インフラ」 となりつつあり、そこから退却することは、生活の各局面での耐えられない不

<sup>36)</sup> マックス・ウェーバー (世良晃志郎・訳) 『法社会学』 創文社 (1972 = 1974 年) 5 頁。

<sup>37)</sup> H.L.A. ハート前掲(1961 = 1976年)98-99頁。

<sup>38)</sup> 米国において、インターネットへの常時接続が常態化し「監視資本主義」が成長し新自由主義イデオロギーが席巻してきた80年代半ば以降に、社会の成員における「対人信頼感」が大幅に低下してきたという調査結果について、ズボフ前掲(2019 = 2021) 438-339頁。

便をもたらす。例えばネットを介した行政サービスへのアクセスがもはや標準 となりつつあり、携帯電話やインターネット・アクセスを有しない(その技能 がない)人々が被りつつある不便は深刻である。

さらに、心理的な問題として、元々日常生活においてネット使用やソーシャル・メディアに馴染んでいればいるほど、それらを生活から切り離し無視するには多大なエネルギーを要する。「エゴサ」して検索結果を閲覧すること自体は数クリックで済む極めて容易な作業なので、多くの人は我慢しきれずまた見てしまうだろう。自分についてのネガティブな情報が流布していると予期していればなおさらである。距離を取り無視するのは至難の業であると言わざるを得ない<sup>39)</sup>。

加えて、非難や怒りの声をあげ制裁を加えようとする人々の中には、ネットの空間を飛び出し非違行為者の所属組織(勤務先、通学先、地域社会)などに電話をしたり(電凸)、近隣の電柱にビラを貼付したりするなど、より現実の生活に近いところで働きかけをする人々がいることが知られている。電凸のための連絡先がわざわざ匿名掲示板等に掲載され転載されることさえある。すなわち、非違行為者は「バーチャル・ワールド」と「リアル・ワールド」の両方において制裁を受けることになる。距離をとること、離脱することはほぼ不可能である。この点、「社会的制裁」と「法的制裁」の関係について以下のような興味深いツイートも見られた。

ファンの皆さんに知っておいて欲しいのは、こういう時にファンがこぞって「社会的制裁」を与えると、裁判では「既に社会的制裁も受けている」という理由で罪が軽くなってしまう事。キッチリ法的に重く裁かれたという事実を残す為、社会的制裁ととられる過度な発言や電凸等はしない方が良いです。(2021/11/18)<sup>40)</sup>

<sup>39)</sup> 毎日新聞取材班前掲(2020年)136-137頁。

<sup>40)</sup> https://twitter.com/takuramix/status/1461065242994098179 (2021/11/23 参照)。これは 「温泉むすめ」というクロスメディアプロジェクトにおけるキャラクター表現に対して性差別的で性搾取的であるという批判が広がったのに対して反論する声も広がり「炎上」状態になった 2021 年 11 月の事件に関し、「湯原温泉 「温泉むすめ」公式」アカウント (@yubarasawa) が 「今回の騒動に関しましては、湯原温泉の然るべき組合、団体より異議申し立てを進めていくため、ファンの皆様におきましては過度な発言、社会的制裁を行う事は望みません。願わくばご 理解、ご協力の程お願い申し上げます。」と 2021 年 11 月 17 日にツイートしたのを引用しつつ。

### ③ 出口のない共同体

興味深いのは、ここでいう分散的制裁は、共同体からの追放・排除という、社会規範に関する「究極のサンクション」とこれまで考えられてきたサンクションと直結していないことである。もちろん、現実には外部からの電凸の結果非違行為者が職場や学校を追われることはある。しかしこれは当該帰属組織における分散的サンクションの結果ではなく、組織外からの有形・無形の働きかけに促されての処置である。組織が何も対応しなければネットからの批判の鉾先が当該組織に向かい業務に支障を生じることが多いから、なされている。すなわち当該放逐は、当人が帰属している団体や組織における制裁の結果としての追放・排除とは意味や機能が異なっている。

むしろネットを媒介にした相互監視と分散的制裁の重要な特徴は、先述したようにそこで何らかの「共同体」に根差した規範の存在がしばしば含意されながらも、当該共同体の境界や実体性が自明ではなく、言わば制裁を科そうとしている側(しかも、多くは普段なんら接点のない見知らぬ第三者)が便宜的、恣意的に想定している共同体にすぎないということが重要である。その意味において、制裁者、被制裁者、聴衆が一義的かつ認知的に共属する共同体はない。文脈に依存し、発話者の解釈も分かれる。

明確な境界線がないということは、「イヤなら出て行く」という「退出 (Exit)」<sup>41)</sup>の選択肢がないということでもある。どこまでいっても非違行為を 咎める誰かに逢着してしまうという恐怖感が払拭できない。とりわけ今まさに 攻撃が向けられている個人にとっては、その絶望感は深いであろう。境界なき 共同体によるサンクションには出口がない。

以上要するに、主権国家の国家法が妥当する社会(すなわち国家)の中において、「特にそのために設けられた」集権的で専門的な法的強制装置による規範の執行、確認、秩序の回復という「法」の基本的前提が、インターネットに

別人によりなされたツイートである。このツイートに対して、即座に「その典型例が池袋の暴走事故でしたね。」とするリプライが第三者によりなされ(https://twitter.com/ikezaemon01/status/1461130804294459392),それもまた一定数の「いいね」を集めている。「上級国民」という俗語が人口に膾炙するきっかけになった元高級官僚による自動車事故(2019 年 4 月 19 日)のことである。

<sup>41)</sup> アルバート・O・ハーシュマン (三浦隆之・訳) 『組織社会の論理構造――退出・告発・ロイヤルティ――』 ミネルヴァ書房 (1970 = 1975 年)。

よりあらためて相対化されつつあるということがあるだろう。ここで見たのは、広い意味では社会規範による社会秩序の再生のメカニズムそのものであるが、それが可視化し、高速化し、大量化したということができる。だからこそ、副作用も顕在化している。「相互監視と分散的制裁」と国家法の関係は必ずしも敵対的であったり法の無効化であったりするわけではない。連動したり相互に援用されたりすることもある。ネットによる警察への通報・動員もあるし、逆に立法者や行政や警察が一定の世論・トレンドを当てにしている面もある。しかし、公式の法機構の発動を待つことなく、手っ取り早く実効的なネット上の「制裁」に踏み切るケースはこれからも増え続けると思われる。それほどまでに容易でコストが小さく実効的である。国家法と生ける法のバランスが変化しようとしているのかもしれない。それをどのように法的に統制すべきか、そもそも統制をすべきなのかは、一個の論点たり得る。本稿はそうした議論の前提として何が起きているのかを暫定的に確認したことになる420。

<sup>42)</sup> 本稿脱稿後に、伊藤昌亮 「炎上社会を考える――自粛警察からキャンセルカルチャーまで ――」 中公新書ラクレ(2022 年)に接した。第2章が本稿のテーマに関わっている。伊藤によれば、新自由主義の精神が深く浸透した現代社会において、人々は自由な市場の大海に出て、評価のための競争を絶えず繰り広げ、相互監視のもとでの制裁を絶えず繰り出している。「単なる野次馬」にすぎない「無責任な第三者」が、強い正義感から激しい義憤に駆られ、逸脱行動者に積極的に制裁を加えようとするのは、当局が規制ルールを定めない新自由主義社会にあって、人々自身が社会規範を形成していかねばならないからであるという。その際、「自己呈示の市場としての SNS 空間」が大きな役割を果たしている。人々は新しく形成される規範へのコミットメントをパフォーマンスとして競って呈示し合うからである。新たな規範の熱心な推進者としての振る舞いは、他の人々からの評価のより多い獲得につながる。…示唆に富む分析と言えるだろう。